

協定項目番号	25 - 10	保健医療事業
<p>1 現行のまま新市に引き継ぐもの</p> <p>(1) 保健センター 保有機能は、組織機構や保健師の配置等を合わせ合併後1年程度で統合を調整。</p> <p>2 各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの</p> <p>(1) 乳幼児医療費助成(市町村助成) 北海道の助成制度及び4市町共通の助成制度に統合するが、合併後3年程度で白糠町、音別町の現行制度(拡大分)を段階的に調整。</p> <p>(2) 老人医療費助成 65歳から69歳の医療費助成は北海道助成(平成19年度で終了予定)に統合。</p> <p>(3) 乳幼児健康診査 合併後1年程度で各種健診の開催方法、内容等を調整。 また、集団及び個別診査の両方受診できる体制を整備。</p> <p>(4) 予防接種 合併後1年程度で地域に合わせた集団・個別接種方法を検討。 また、委託先は現行の継続を基本とし、委託料を統一。 なお、インフルエンザの個人負担額をワクチン代の実費相当額とし、1回につき1,050円に統一。</p> <p>3 釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの</p> <p>(1) 各種ガン検診 現行を引き継ぐが、集団・個別検診の両方ができる体制、個人負担の設定、これまでの経過を尊重した委託方式を調整し、釧路市の制度に統合。</p> <p>(2) 人工透析患者通院交通費助成 釧路市の制度(釧路地方腎友会に補助:行政50%、自己負担50%)に統合するが、当分の間は現行のままとする。</p>		